



労基署便り

令和4年度 No.10

大河原労働基準監督署

ひと、暮らし、
みらいのために

◎ 令和4年労働災害発生状況（1～12月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	46	70 (1)	24(1)	464 (1)	498 (4)	34(3)
食料品製造業	16	35	19	203 (1)	232	29(-1)
機械金属製造業	15	20 (1)	5(1)	134	146 (1)	12(1)
建設業 計	36	28 (2)	-8(2)	311 (6)	372 (5)	61(-1)
土木工事業	13	16 (2)	3(2)	101 (4)	126 (4)	25(0)
建築工事業	15	10	-5	157 (2)	187 (1)	30(-1)
その他の建設	8	2	-6	53	59	6
運輸交通業 計	14	11	-3	394 (2)	340 (2)	-54(0)
陸上貨物運送業	15	11	-4	374 (3)	313 (2)	-61(-1)
商業	19 (1)	34	15(-1)	444 (3)	488	44(-3)
社会福祉施設	15	45	30	322 (1)	974	652(-1)
全産業	185 (1)	250 (3)	65(2)	2712 (14)	4250 (15)	1538(1)

※休業4日以上¹の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数

※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和4年1～12月において事故の型別の多いものから①**その他（新型コロナウイルス感染症を含む）（34%）**、
②**転倒（17%）**、③**はさまれ、巻き込まれ（9%）**、④**墜落、転落（9%）**⑤**動作の反動、無理な動作（7%）**の順。

「荷主特別対策チーム」が編成されました

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、宮城労働局において編成した**「荷主特別対策チーム」**が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うことになりました。

当署においては、労働時間改善指導・援助チームの**労働時間相談・支援班の班員**（平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班）が対応し、発着荷主等に対し、

- ① 長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること
- ② 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、
トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること

などを要請してまいります。

事業主の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。

（注）令和6年4月1日から改正される

トラック運転者の「改善基準告示」については次ページへ

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!
長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・宮城県労働局・労働基準監督署

令和6年4月1日～

トラック運転者の「改善基準告示」が改正されます。

自動車運転者の時間外労働の上限規制については、令和6年4月1日から適用されることとなっておりますが、トラック運転者の「改善基準告示」についても、以下のとおり改正されます。運送業の皆様におかれましては施行に向けた準備をお願いします。また、発着荷主の皆様におかれましては、トラック運転者の長時間労働の解消に向け、ご理解とご協力をお願いします。

令和6年4月～適用

トラック運転者の

改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

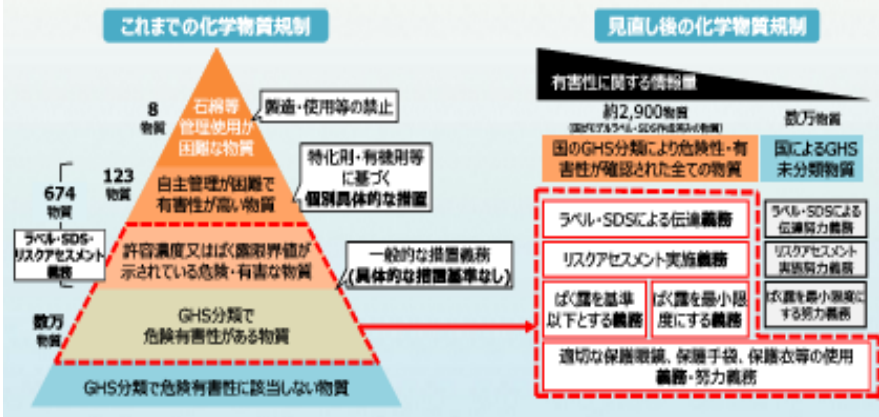
自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp>

●詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生省 改善基準告示 検索

新たな化学物質規制へ移行について

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



詳細はこちら



化学物質については、国内で輸入、製造、使用されているものは数万種類に上りますが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくありません。

こうした中で、がんなどの遅発性疾患は除き、化学物質による労働災害は全国で年間450件程度で推移しています。法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にあります。また、オルトートルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な職業性疾患も後を絶たない状況にあります。特化則や有機則等に基づく個別具体的な措置が示されておらず、一般的な措置義務を示されていた化学物質についての規制が見直されました。

チェックリストを活用しながら、準備をお願いいたします。

施行期日

- ① 令和4年5月31日
- ② 令和5年4月1日
- ③ 令和6年4月1日

分類	関係事項	項目	詳細	チェック	施行期日
化学物質管理 体系の見直し	労働安全 第9条	ラベル表示・SDS等による適切な義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による適切なラベル・SDSの実施が、ばい塵等の有害性が確認された全ての物質に拡大することを知っていますか？	③	労働安全第9条
	労働安全 第57条の2 第59条の3	リスクアセスメント対象物の取扱い	リスクアセスメント対象物について、労働者の取扱いが最低限度を基準値以下に抑えられているかどうか？	②	①、②
		高度基準値設定物質	高度基準値設定物質について、労働者が衣類に付着した程度を基準値以下に抑えられているかどうか？	②	
		措置内容	措置内容やばい塵について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存しているかどうか？（保存期間は少なくとも5年）	②	
	労働安全 第54条の2 第54条の3	皮膚等障害防止	リスクアセスメント対象物以外の物質に衣類に付着した程度を抑制するための措置（例えば、衣類の洗濯・取り換え）について、労働者に保護具を指導しているかどうか？	②	②
		労働安全 第22条	衛生委員会の付設事項	衛生委員会、自律的な管理の実施状況の調査調査を行っていますか？	
	労働安全 第97条の2	がん等の 把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に1人以上の労働者が肉体的がんを罹患したことを把握した場合は、事業場として、医師の意見を聞いていますか？	②	②
		労働安全 第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びばい塵伝播等の内容等について記録を作成し、保存しているかどうか？（最低3年、またはばい塵伝播の結果が3年以降であればリスクアセスメント実施まで）	
	労働安全 第34条の2の10	労働災害発生 事案等への 対応	労働災害発生事案等について、労働災害発生時の対応状況を把握しているかどうか？	③	③
		労働安全 第57条の2第3項 第59条第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要であると認められる場合は、リスクアセスメント対象物に係るばい塵伝播等による健康診断を実施し、その記録を保存しているかどうか？（保存期間はばい塵伝播の結果が30年、その後は5年）	
実施体制の 強化	労働安全 第12条の5	化学物質 管理責任者	化学物質管理責任者を選任していますか？	③	③
	労働安全 第12条の6	保護具着用 管理責任者	労働者に保護具を使用する場合は、保護具着用管理責任者を選任していますか？	③	
情報伝達の 強化	労働安全 第35条	労働者の 教育	労働者にばい塵に関する危険有害性の教育を実施していますか？	③	③
	労働安全 第24条の15 第1項第3項、第34条の2の3	SDS情報伝達方法の 柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？	①	
その他	労働安全 第24条の15第2項、第34条の2の5第2項、第35条	労働者の 健康診断	5年以内で1人以上、SDSの変更が必要を確認し、変更が必要な場合は、1年以内に更新して健康診断に通知していますか？	②	②
	労働安全 第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS記載事項の 追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？	③	
その他	労働安全 第33条の2	ばい塵等の 管理	SDS記載の成分の含有量を10%未満ではなく、重量%で記載していますか？	②	②
	労働安全 第33条の2	ばい塵等の 管理	ばい塵伝播等に関するばい塵伝播防止措置、ラベル表示や文書の交付等により、内容物に危険有害性・有害性情報伝達していますか？	②	
その他	労働安全 第33条の2	ばい塵等の 管理	労働者から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用除外の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？	②	②
	労働安全 第33条の2	ばい塵等の 管理	左記の区分に該当した場合、外部の専門家に改善案の意見を聞き、必要なら改善措置を講じますか？	③	
その他	労働安全 第33条の2	ばい塵等の 管理	措置を実施して5年が経過した場合、個人がアラート測定やその他の結果に基づいた保護具の使用やばい塵伝播防止措置の実施状況を確認し、措置を再評価しますか？	②	②
	労働安全 第33条の2	ばい塵等の 管理	作業環境測定等の結果に基づき、特別健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？	②	

経営者・管理者が知っておくべき「ひとつ上の安全衛生管理」セミナー

- 開催日時：令和5年2月9日（木）14時～16時（13時30分開場）
- 開催場所：仙台市中小企業活性化センター（仙台市青葉区中央1-2-1 AER）
- 対象：中小規模事業場の経営者・管理者層（製造業など）
- 定員：70名（予定）
- 内容：

（第1部）労働災害の現状、行政の取組 ほか

（第2部）安全衛生活動と労働安全衛生マネジメントシステム、取組のポイント、どのような効果があるか



労働安全衛生法に基づく省令の改正について

令和5年4月1日から、危険有害な作業※を行う事業者は、以下の1, 2に対して一定の保護措置が義務付けられます。

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

※労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

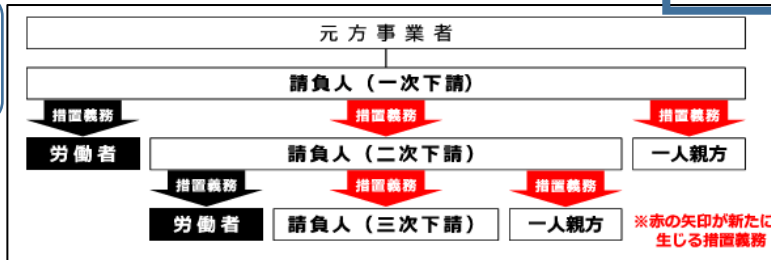
2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

厚生労働省ホームページをご覧ください。

重層請負の場合⇒



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。